東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年 2月20日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 2月20日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		計装用圧縮空気系除湿装置A及びBの制御盤点検において、制御盤扉の内側のパッキン(消耗品)に劣化が認められたため、当該部品を交換。	対象外	
2		第二予備品倉庫天井クレーン(No.2)において、法令に定める月次点検を実施せず使用したことが認められたことから、対策検討中。なお、本事象について労働基準監督署より是正勧告書を受領した。	GΙ	